

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について

令和4年5月30日受理

政府は、令和4年度から水田活用の直接支払交付金を見直すことを発表しました。その内容は、大豆、ソバ、飼料作物などの転作で、令和4年度から令和8年度までの5年間で一度も水張りや水田として米の作付が行われない農地は令和9年度以降交付金の交付対象から外すというものです。

農家は、米が過剰ということで転作に協力してきました。また、転作物物の収量を安定的に確保するため、排水対策にしっかりと取り組んできました。水田活用交付金があるからこそ、農業経営が維持されています。

この見直しを実施されることになれば、経営が成り立たなくなり、転作物物の生産をやめる農家が増え、耕作放棄地が増えてしまうことが予想されます。農家や地域への影響は計り知れず、到底受け入れられません。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるようお願いいたします。

記

- 1 水田活用の直接支払交付金の見直しは行わないこと。